



# 島根県報

平成17年 5月17日 (火)  
第 1,675 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	( " )	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	2
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の事業休止の届出	( " )	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
土地改良事業施行の同意 ( 3 件 )	(農 村 整 備 課)	3
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(砂 防 課)	4
特定調達公告		
島根県人事給与システム運用機器 (サーバー関連) 一式リースに係る随意契約の相手方等	(人 事 課)	4
島根県人事給与システム運用機器 (端末、プリンター等) 一式リースに係る随意契約の相手方等	( " )	5
教委告示		
島根県指定有形文化財の指定の一部改正 ( 2 件 )	(文 化 財 課)	5
島根県指定有形文化財の指定の解除 ( 2 件 )	( " )	7
島根県指定無形民俗文化財の指定の解除	( " )	8
労委告示		
あっせん員候補者の公示		8
正 誤		
平成17年 5月 2 日付け島根県報第1,671号中	(森 林 整 備 課)	9

## 告 示

### 島根県告示第618号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
歯科 領家医院	益田市駅前町15 - 7	平成17年 4月 1日
中村整形外科	浜田市殿町74 - 2	平成17年 4月15日
松江市国民健康保険来待診療所	松江市宍道町上来待213番地 1	平成17年 3月31日

医療法人同仁会あさひクリニック	出雲市塩冶町950 - 2	平成17年4月11日
有福クリニック	江津市有福温泉町546番地	平成17年4月18日
めぐみ歯科	出雲市大津朝倉1 - 14 - 1	平成17年4月18日
竹内クリニック	出雲市塩冶町1466 - 1	平成17年4月4日
まつだ歯科医院	出雲市駅南町1 - 9 - 3	平成17年4月18日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指 定 年 月 日
名 称	主たる事業所の所在地	名 称	所 在 地	
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	訪問看護ステーション にた	仁多郡奥出雲町三成1622番地2	平成17年 3月31日

島根県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
医療法人社団あべ小児科内科医院	医療法人 あべ医院	出雲市大津町新崎町1丁目18番4	平成17年 3月16日

島根県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
中村整形外科病院	浜田市殿町74 - 2	平成17年3月13日
歯科 領家医院	益田市駅前町22 - 15	平成17年3月31日
勝部外科医院	出雲市塩冶町1521 - 1	平成17年4月1日
島根県県央保健所	邑智郡川本町大字川本279	平成17年3月31日
島根県大田保健所	大田市長久町長久八7 - 1	平成17年3月31日
まつだ歯科医院	出雲市今市町1167 - 15	平成17年4月1日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事業所の所在地	名 称	所 在 地	
仁多町	仁多郡仁多町大字三成358番地1	訪問看護ステーション にた	仁多郡仁多町大字三成1622番地2	平成17年 3月30日

島根県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	休止予定期間
川島医院	邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜イ7番地1	平成17年3月1日から 平成18年2月28日まで

島根県告示第622号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人輝	訪問介護	ヘルパーステーション輝	出雲市松寄下町985番地5	平成17年 5月9日

島根県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
松江市	宮田地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成17年 5月 9日

島根県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
松江市	才地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	平成17年 5月 9日

## 島根県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年5月17日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
出雲市	矢尾地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	平成17年5月9日

## 島根県告示第626号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年5月17日

島根県知事 澄田信義

- 解除予定保安林の所在場所  
出雲市大社町入南字砂山1391 - 4、1391 - 5、1392 - 4、1394 - 2、1395 - 2
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

## 島根県告示第627号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和57年島根県告示第580号）で指定した今津急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第3項の規定により告示する。

平成17年5月17日

島根県知事 澄田信義

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年5月17日

島根県知事 澄田信義

- 役務の名称及び数量  
島根県人事給与システム運用機器（サーバー関連） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成17年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
N E C リース株式会社 東京都港区芝 5 丁目29番11号
- 5 随意契約に係る契約金額  
23,204,071円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成17年 5月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量  
島根県人事給与システム運用機器（端末、プリンター等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成17年 4月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
N E C リース株式会社 東京都港区芝 5 丁目29番11号
- 5 随意契約に係る契約金額  
5,379,557円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

### 教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第10号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成 9 年島根県教育委員会告示第 7 号をもって指定した有形文化財（建造物に限る。）の一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第 1 項の規定により、平成15年文部科学省告示第110号をもって重要文化財として指定されたので、当該指定部分について同条例第 5 条第 3 項の規定により有形文化財の指定を解除するとともに、同告示中、

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	櫻井家住宅		仁多郡仁多町上阿井	(助)可部屋集成館
	主屋（御成座敷を含む）	1 棟	1655、1655 - 3、	(宥)可部屋林産
	後座敷（廊下を含む）	1 棟	1655 - 4	櫻井誠己
	茶亭	1 棟		

前座敷（廊下を含む）	1棟		
一丈庵	1棟		
土蔵	9棟		
物置	3棟		
作業場	2棟		
便所	2棟		
門及び塀	2か所、延べ 40.035m		
金屋子神社			
鎮守神社			
敷地（1655、1655 - 3、1655 - 4）	5,610.77㎡		
附 家相図3枚（1枚は天明3年12月、1枚は 昭和13年6月、1枚は製作年代不明）			

を

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	櫻井家住宅		仁多郡奥出雲町上阿	(財)可部屋集成館
	主屋後座敷間廊下	1棟	井1655、1655 - 3、	(有)可部屋林産
	茶亭	1棟	1655 - 4	櫻井誠己
	前座敷（廊下を含む。）	1棟		
	一丈庵	1棟		
	土蔵	4棟		
	物置	2棟		
	作業場	1棟		
	便所	1棟		
	塀	1か所、延べ 34.05m		
	鎮守神社			
敷地（1665、1655 - 3、1655 - 4）	5,610.77㎡			
附 家相図1枚				

に改める。

平成17年5月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会告示第11号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、平成9年島根県教育委員会告示第3号をもって指定した次の有形文化財の一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、平成16年文部科学省告示第120号をもって重要文化財として指定されたので、同条例第5条第3項の規定により有形文化財の指定を解除するとともに、

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	旧大社駅 本屋 鉄道施設 旧鉄道敷地 附 棟札 1 枚 備品調度品一式	1 棟 一構え 14,671m <sup>2</sup>	簸川郡大社町北荒木 441番地 3	出雲市

を

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	旧大社駅 鉄道施設 旧鉄道敷地 附 備品調度品一式	一構え 14,671m <sup>2</sup>	出雲市大社町北荒木 441番地 3	出雲市

に改める。

平成17年 5月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会告示第12号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、昭和35年島根県教育委員会告示第12号をもって指定した次の有形文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第 1 項の規定により、平成16年文部科学省告示第120号をもって重要文化財として指定されたので、同条例第 5 条第 3 項の規定により有形文化財の指定を解除する。

平成17年 5月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	銅造鳥居	1 基	簸川郡大社町	出雲大社

島根県教育委員会告示第13号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、昭和43年島根県教育委員会告示第 5 号をもって指定した次の有形文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第 1 項の規定により、平成16年文部科学省告示第120号をもって重要文化財として指定されたので、同条例第 5 条第 3 項の規定により有形文化財の指定を解除する。

平成17年 5月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	出雲大社楼門	1棟	簸川郡大社町	出雲大社

島根県教育委員会告示第14号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和60年島根県教育委員会告示第3号をもって指定した次の無形民俗文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、平成17年文部科学省告示第14号をもって重要無形民俗文化財として指定されたので、同条例第27条第4項の規定により無形民俗文化財の指定を解除する。

平成17年5月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種別	名 称	所 在 地	保 持 団 体
民俗芸能	大土地神楽	簸川郡大社町大字杵築西	大土地神楽保存会

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第2号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成17年5月17日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	現 職	経 歴	委嘱年
浅田 憲三	弁護士	島根県弁護士会会長 第38、39期県労委委員	平成13年
小村 修	島根地方社会保険医療協議会委員	島根県商工労働部長 島根県市長会事務局長	平成17年
近藤 正三	島根大学名誉教授	島根大学教授 第9、11、12、18～39期県労委委員	昭和39年
田村 耀郎	島根大学大学院法務研究科教授	島根大学法文学部教授 第38、39期県労委委員	平成14年
林 周一郎	(株)山陰中央新報社経営企画室業務推進役兼 論説委員	(株)山陰中央新報社米子総局長（兼論説委員）	平成17年
池淵 和宏	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 松下電器産業労働組合キャパシタ松江支部 執行委員長	松下電器産業労働組合キャパシタ松江支部副 支部執行委員長 第39期県労委委員	平成15年
門脇 誠三	生協法人島後消費生活協同組合代表理事	自治労島根県職員労働組合執行委員長	平成17年
永野 春樹	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 JAM山陰三菱農機労働組合執行委員長	三菱農機労働組合中央書記長	平成17年

宮崎 伸介	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 UIゼンセン同盟島根県支部長	ゼンセン同盟京都府支部次長 第37～39期県労委委員	平成12年
矢倉 淳	日本労働組合総連合会島根県連合会会長代行	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長 第38、39期県労委委員	平成13年
井田 敬三	(社)島根県経営者協会専務理事	(株)山陰合同銀行検査部長 第39期県労委委員	平成15年
江田 小鷹	(社)島根県経営者協会常任理事 三和興業(株)代表取締役社長 出雲商工会議所会頭	出雲商工会議所副会頭 第37～39期県労委委員	平成11年
杉谷 雅祥	山陰クボタ水道用材(株)代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会副会長	島根県中小企業団体中央会常任理事 第38、39期県労委委員	平成13年
樫山 陽介	(社)島根県経営者協会常任理事 浜田ガス(株)代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭	日本ガス協会中国部会理事 第38、39期県地労委委員	平成13年
原田 和夫	(社)島根県経営者協会副会長 三菱農機(株)取締役	三菱重工業(株)下関造船所副所長	平成17年
渡部 育雄	島根県労働委員会事務局長	島根県隠岐支庁健康福祉局長	平成15年
黒川 裕伸	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県松江総務事務所次長	平成16年

正

誤

平成17年 5月 2日付け島根県報第1,671号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から13	1473 - 1、1479	字鼻操1473 - 1、字犬堀1479

